

報告第6号

令和7年度一関市一般会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和7年度一関市一般会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤善仁

令和7年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	地上デジタルテレビ受信対策事業	325,952,000	94,413,000		94,413,000	74,090,500	20,322,500	20,322,500	1,022,500		19,300,000	
		中里市民センター整備事業	678,989,000	67,899,000		67,899,000	19,023,000	48,876,000	48,876,000	2,476,000		46,400,000	
合 計			1,004,941,000	162,312,000		162,312,000	93,113,500	69,198,500	69,198,500	3,498,500		65,700,000	

報告第7号

令和7年度一関市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和7年度一関市一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和7年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	企画調査事務	2,132,000	2,132,000					2,132,000
		駅東工場跡地管理運営事業	28,633,000	28,633,000					28,633,000
		私立学校施設整備費補助金	42,000,000	42,000,000					42,000,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	14,750,000	14,750,000	10,000		14,700,000		40,000
		体育施設整備事業	200,336,000	146,593,000			139,200,000		7,393,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	57,937,000	57,937,000			55,000,000		2,937,000
		有害獣誘因木伐採事業	15,000,000	15,000,000		12,500,000			2,500,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等支援給付金給付事業	48,700,000	13,441,000		4,857,000		8,584,000	
	2 児童福祉費	わかばクラブ整備事業	19,866,000	19,866,000			18,800,000	1,066,000	
		物価高対応子育て応援手当支給事業	8,656,000	8,656,000		8,656,000			
6 農林水産業費	1 農業費	ため池ハザードマップ作成事業	28,032,000	28,032,000		28,000,000		32,000	
	2 林業費	有害鳥獣対策事業	2,000,000	2,000,000		2,000,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源		
						国県支出金	地方債	その他			
6	農林水産業費	2 林業費	特用林産施設等体制整備事業費補助金	2,908,000	2,908,000		2,888,000			20,000	
7	商工費	1 商工費	社員寮整備事業費補助金	11,000,000	11,000,000					11,000,000	
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	11,422,000	11,422,000	21,000		11,400,000		1,000	
			道路新設改良事業（一関地域）	64,000,000	56,900,000	12,000		47,800,000		9,088,000	
			道路改良事業（経済対策事業）	27,000,000	22,640,000	26,000		22,600,000		14,000	
			橋梁長寿命化事業	294,001,000	293,747,000	9,000	152,294,000	141,400,000		44,000	
	4 都市計画費	都市計画マスタープラン等策定事業	11,957,000	8,567,000					8,567,000		
5 住宅費	大規模盛土造成地調査事業	3,156,000	3,135,000		1,045,000			2,090,000			
9	消防費	1 消防費	通信指令事業	550,638,000	550,638,000			550,600,000		38,000	
10	教育費	2 小学校費	公共施設等総合管理計画推進事業	25,979,000	22,710,000			22,700,000		10,000	
			5 学校給食センター費	公共施設等総合管理計画推進事業	18,606,000	18,606,000			18,600,000		6,000
			6 社会教育費	文化財保存管理事業	11,623,000	11,623,000					11,623,000
合 計			1,500,332,000	1,392,936,000	78,000	212,240,000	1,042,800,000		137,818,000		

報告第8号

令和7年度一関市一般会計予算の事故繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に基づき、令和7年度一関市一般会計予算のうち、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤善仁

令和7年度一関市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
									国県支出金	地方債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
8	土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業（一 関地域）	168,717,559	95,138,859	73,578,700	22,880,300	96,459,000			96,400,000		59,000	市道一ノ沢釜ノ沢線 道路改良舗装（第2 工区）工事におい て、国道284号との交 差点付近の施工中、 地中に大型の支障物 があることが判明 し、撤去に不測の日 数を要したため
合 計			168,717,559	95,138,859	73,578,700	22,880,300	96,459,000			96,400,000		59,000		

報告第9号

令和7年度一関市水道事業会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和7年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤善仁

令和7年度一関市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰 越を要する棚 卸資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	当年度 損益勘定 留保資金	
1	資本的支出	1	建設改良費	新脇田郷取水場整備 事業	円	円	円	円	円	円	円	円
					1,017,000,000	516,000,000	516,000,000	396,097,900	119,902,100	119,902,100		119,902,100
			合計		1,017,000,000	516,000,000	516,000,000	396,097,900	119,902,100	119,902,100		119,902,100

報告第10号

令和7年度一関市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書きの規定に基づき、令和7年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤 善仁

報告第11号

令和7年度一関市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和7年度一関市下水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和7年度一関市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金					
1	資本的支出	1	建設改良費	磐井川流域関連一関公共下水道赤荻1号幹線その5工事	165,475,200	45,000,000	120,475,200	74,200,000	6,024,000	40,248,000	3,200	円	円	県による国庫補助金の県内調整配分が年度後半となり、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	磐井川流域関連一関公共下水道荻野地区枝線その8工事	65,378,500	31,020,000	34,358,500	27,900,000	1,718,000	4,712,000	28,500			施工に伴う近隣住民用の臨時駐車場の確保に期間を要し本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	公共下水道接続に伴う農集排西黒沢処理場改築設計業務委託	3,597,000		3,597,000	3,400,000	180,000		17,000			令和8年度に本業務委託において作成し県に提出することとしていた資料について、令和7年度後半に県から令和8年度当初の提出を求められたことから、令和7年度後半に発注したものの。
1	資本的支出	1	建設改良費	一関公共下水道(東山処理区)深堀マンホールポンプ更新その2工事	6,480,000		6,480,000	3,200,000		3,240,000	40,000			国の補正予算に伴う交付金内示が年度後半となり、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一関公共下水道(東山処理区)野平マンホールポンプ制御盤更新工事	4,400,000		4,400,000	2,200,000		2,200,000				国の補正予算に伴う交付金内示が年度後半となり、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一関公共下水道マンホール蓋更新工事	600,000		600,000	300,000		300,000				国の補正予算に伴う交付金内示が年度後半となり、本工事の年度内完了が困難となったため。
合計				245,930,700	76,020,000	169,910,700	111,200,000	7,922,000	50,700,000	88,700				

報告第12号

一関市地上デジタル放送波中継システム老朽化対策工事の請負契約の変更に関する
専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第1号の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これ
を報告する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

一関市地上デジタル放送波中継システム老朽化対策工事の請負契約の変更について、市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月13日

一関市長 佐藤 善 仁

- 1 工 事 名 一関市地上デジタル放送波中継システム老朽化対策工事
- 2 工 事 場 所 一関市関が丘地内ほか
- 3 工 事 内 容 電気通信設備工事 一式
- 4 契約の相手方 奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢7番地の2
マルモ通信商事株式会社
代表取締役 菊 地 弘 樹

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	273,460,000円	274,189,300円

報告第12号 参考資料

一関市地上デジタル放送波中継システム老朽化対策工事の請負契約の変更の概要

同軸抵抗変換器の追加により工事費が増額したため、契約金額を変更したものである。

項目	変更前	変更後	増減額 (税込)	変更理由
直接工事費 (電気通信設備)	同軸抵抗変換器 (計上なし)	同軸抵抗変換器 18台	増 620,200円	現地精査の結果、通信障害及び放送設備の不具合を防止する同軸抵抗変換器の設置が新たに必要となったため。
共通費			増 109,100円	直接工事費が増加したため。
	計		増 729,300円	

報告第13号

一関市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第8号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

一関市長 佐藤 善仁

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(納税証明事項)</p> <p>第19条の2 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割____を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第19条の2 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第65条、第78条の6第1項、第80条第2項、第93条第1</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第65条_____、第80条第2項、第93条第1</p>

算定する。

4～6 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第66条の2 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の

算定する。

4～6 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第66条の2 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の

熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

10 [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 [略]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第

熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) [略]

10 [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 [略]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第

7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

_____ 旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂

_____ のいずれに該当するかを別

(4)～(6) [略]

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第397号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）

_____ のいずれに該当するかを別

(4)～(6) [略]

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に

_____ 課する。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第78条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第78条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を

軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(環境性能割の課税標準)

第78条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第78条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第78条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第78条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第78条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第78条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(種別割の賦課期日及び納期)

第80条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第82条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)(軽自動車税の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第80条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第82条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第84条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 [略]

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第85条 [略]

2・3 [略]

(種別割の減免)

第84条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第85条 [略]

2・3 [略]

(軽自動車税の減免)

第85条の2 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第86条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成され

第85条の2 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第86条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) [略]

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成され

る世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) [略]

3 [略]

4 第1項第2号の規定によって種別割 の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割 の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第87条 [略]

2 法第445条若しくは第78条の2又は第77条第3項ただし書の規定によって種別割 を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割 を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第78条の2又は第77条第3項

る世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) [略]

3 [略]

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第87条 [略]

2 法第445条若しくは第78条の2又は第77条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第78条の2又は第77条第2項

ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には

、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が

送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定す

送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項_____及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定す

る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は14分の11とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 [略]

17 [略]

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が、自動車税の環境性能割の賦課

る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

10 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 [略]

13 [略]

14 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

徴収の例により、行うものとする。

2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 岩手県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第78条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、岩手県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岩手県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当

該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する____車
 両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」と
 いう。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後
 の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用について
 は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ
 る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車
 に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4
 月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場
 合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の
 軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表
 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第
 1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項におい
 て「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）
 に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令
 和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を
 受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌
 年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」
 とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500
 円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自
 動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のもの
 に限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自

該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車
 両番号の指定（次項及び第3項____において「初回車両番号指定」と
 いう。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後
 の年度分の軽自動車税____に係る第79条の規定の適用について
 は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ
 る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車
 に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4
 月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場
 合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の
 軽自動車税____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表
 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項
 _____に規定するガソリン軽自動車（以下この項____におい
 て「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）
 に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令
 和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を
 受けた場合には、令和8年度分
 _____の軽自動車税____に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」
 とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500
 円」とする。

動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条

第16条の3 [略]

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条

の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地

の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地

等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規

等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項 _____ の規

定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項

の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中

の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

6 [略]

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____
__中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の一関市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定に

よる改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（一関市市税条例及び一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 一関市市税条例及び一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年一関市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置） 第4条・第5条 [略] 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る一関市市税条例第79条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="203 1034 1055 1082"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置） 第4条・第5条 [略] 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る_____附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1034 2027 1082"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

報告第13号 参考資料

一関市市税条例の改正概要

要旨	<p>【個人市民税】 所得割の課税標準の変更に伴う規定の整備など</p> <p>【固定資産税】 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る引用条項の整理など</p> <p>【軽自動車税】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備など</p>		
一関市市税条例の一部改正			
税目	条項 (改正後)	改正理由・内容	施行期日
市民税	第34条 (所得割の課税標準)	地方税法の改正に伴い、所得割の課税標準の計算上、特定配当等から特定大口株主等配当等を除く規定を追加するもの	令和8年4月1日
	附則第7条の3 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)	地方税法附則第5条の4の削除に伴い、削除するもの	
	附則第7条の3の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法附則第5条の4の削除に伴い、引用条項を改めるもの ・ 附則第7条の3の削除に伴う条の繰り上げ 	
	附則第8条 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	地方税法の改正に伴い、肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するもの	
	附則第16条の3 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	附則第7条の3の2の改正に伴う文言整理	
	附則第16条の4 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)	附則第7条の3の2の改正に伴う文言整理	
	附則第17条 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	附則第7条の3の2の改正に伴う文言整理	
	附則第17条の2 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	地方税法の改正に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するもの	
	附則第18条 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	附則第7条の3の2の改正に伴う文言整理	
附則第19条 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	附則第7条の3の2の改正に伴う文言整理		

	附則第20条（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）	附則第7条の3の2の改正に伴う文言整理
	附則第20条の2（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	附則第7条の3の2の改正に伴う文言整理
	附則第20条の3（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	附則第7条の3の2の改正に伴う文言整理
固定資産税	第66条の2（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法施行令附則第12条第16項（新築住宅等の床面積要件）の追加に伴う引用条項の整理 ・ バリアフリー改修を行う特別特定建築物の対象の拡大及び申告書の添付書類に関する規定の追加 <ul style="list-style-type: none"> ※ 特別特定建築物 不特定多数の者が利用又は主として高齢者や障害者等が利用する建築物で、移動等の円滑化が特に必要な施設
	附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法附則第15条第6項（JR貨物の車両に対する特例）の削除に伴う引用条項の整理 ・ 再生可能エネルギー発電設備等に係る対象の設備等の見直しに伴う課税標準の特例措置の整備 ・ バリアフリー改修を行う特別特定建築物の対象の拡大に伴う当該建築物の課税標準の特例措置の追加
軽自動車税	第19条の2（納税証明事項）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの
	第20条（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、引用条項を削除するもの
	第77条（軽自動車税の納税義務者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車税環境性能割廃止に伴い、環境性能割に係る部分を削除し、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの ・ 地方税法の非課税についての改正に伴い、引用条項を改めるもの
	第78条（軽自動車税のみならず課税）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、第77条の改正による軽自動車税の賦課徴収部分を削除し、規定を整備するもの
	第78条の3（環境性能割の課税標準）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの

第78条の4（環境性能割の税率）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
第78条の5（環境性能割の徴収の方法）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
第78条の6（環境性能割の申告納付）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
第78条の7（環境性能割に係る不申告等に関する過料）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
第78条の8（環境性能割の減免）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
第79条（種別割の税率）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの
第80条（種別割の賦課期日及び納期）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの
第82条（種別割の徴収の方法）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの
第84条（種別割に関する申告又は報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの ・ 軽自動車税環境性能割廃止に伴い、申告書様式番号を改めるもの
第85条（種別割に係る不申告等に関する過料）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの
第85条の2（種別割の減免）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの
第86条（身体障害者等に対する種別割の減免）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの

第87条（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの 市税条例第77条の改正に伴い、引用条項を改めるもの
附則第15条の2（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
附則第15条の3（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
附則第15条の4（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
附則第15条の5（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
附則第15条の6（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）	軽自動車税環境性能割廃止に伴い、削除するもの
附則第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割廃止に伴う文言整理 新車（3輪以上の軽自動車）に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能に応じて軽減する特例措置（グリーン化特例（軽課））の適用期限を2年延長するもの 適用期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日
附則第16条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割廃止に伴い、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改めるもの 附則第16条の改正に伴い、引用条項を整備するもの

議案第36号

一関市市税条例の一部を改正する条例の制定について

一関市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（市民税の申告）</p> <p>第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）</p>	<p>（市民税の申告）</p> <p>第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）</p>

で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。

2～10 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

る配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

号に掲げる事項を記載した申告書を、

_____当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する

公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項 _____ の規定による申告書を提出することができる。

4 [略]

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 _____ において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後 _____ の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>2 (固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>	<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円_____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>
<p>3 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合</p>

に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 [略]

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の2第4項）に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 [略]

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該

に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 [略]

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 [略]

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該

譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合に

は、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 表2の項の改正部分の規定 令和9年4月1日
- (3) 表3の項の改正部分及び附則第2条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 表4の項の改正部分並びに附則第2条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の一関市市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の一関市市税条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
 - 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
 - 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

一関市市税条例の改正概要

要旨		【個人市民税】 所得税の算定方法に合わせた控除や特例等の見直し、特定暗号資産に係る譲渡所得等の規定の整備など		
		【固定資産税】 家屋及び償却資産の免税点の引上げ		
一関市市税条例の一部改正				
項	税目	条項 (改正前)	改正理由・内容	施行期日
1	市民税	第37条の2 (市民税の申告)	第37条の3の3の改正に伴う文言整理	令和9年1月1日
		第37条の3の2 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	第37条の3の3の改正に伴う文言整理	
		第37条の3の3 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直すもの	
		附則第6条 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を削除するもの	
		附則第7条の3 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)	住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び特例の対象となる居住年を5年延長するもの	
2	固定資産税	第63条 (固定資産税の免税点)	令和9年度以後の年度分について、家屋は20万円を30万円に、償却資産は150万円を180万円に引き上げるもの ※ 土地は30万円に変更なし	令和9年4月1日
3	市民税	第34条の7 (寄附金税額控除)	地方税法附則第5条の6第2項及び第4項の追加による引用条項の整理	令和10年1月1日
		附則第7条の4 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)	地方税法の改正に伴う附則第19条の3 (特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) の追加による文言整理	

		附則第9条の2（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）	地方税法附則第7条の3第2項の追加による文言整理	
		附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法の改正による引用条項の整理 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の対象とする土地等について、地方税法の改正に伴い、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内の土地等について特例措置を適用しない旨の規定の追加 	
4	市民税	附則第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）	地方税法の改正に伴う附則第19条の3の追加による文言整理	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
		附則第19条の3（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）	所得税法における特定暗号資産取引（国内の登録暗号資産交換業者を通じた暗号資産のインターネット上の取引）に係る課税の見直しによる地方税法の改正に伴い、申告分離課税に係る譲渡所得等として新たに規定するもの	

議案第37号

一関市手数料条例及び一関市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例及び一関市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市手数料条例及び一関市印鑑条例の一部を改正する条例

(一関市手数料条例の一部改正)

第1条 一関市手数料条例(平成17年一関市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の金額の特例)</p> <p>7 当分の間、自ら個人番号カード_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (_____電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が_____</p> <p>_____記</p> <p>録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭</p>	<p>附 則 (多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の金額の特例)</p> <p>7 当分の間、自ら個人番号カード、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>、<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の規定する特定永住者証明書をいう。)</u> (これらのうち、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が<u>同条第7項(公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定により記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭</p>

和59年法律第86号) 第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。) を使用して、多機能端末機(市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、次の表の事務欄及び名称欄に掲げる書類の交付をする場合の手数料の額は、別表1の項、7の項、10の項又は114の項の規定にかかわらず、次の表の金額欄に掲げる金額とする。

和59年法律第86号) 第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。) を使用して、多機能端末機(市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、次の表の事務欄及び名称欄に掲げる書類の交付をする場合の手数料の額は、別表1の項、7の項、10の項又は114の項の規定にかかわらず、次の表の金額欄に掲げる金額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市印鑑条例の一部改正)

第2条 一関市印鑑条例(平成17年一関市条例第113号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 第1項本文の規定にかかわらず、被登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(その者に係る個人番号カードに限る。以下「個人番号カード」という。) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を添えて申請することができる。</p> <p>5 第1項本文及び第4項の規定にかかわらず、被登録者は、自ら個人番号カード _____ (_____</p>	<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 第1項本文の規定にかかわらず、被登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(その者に係る個人番号カードに限る。以下「個人番号カード」という。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の規定する特定永住者証明書をいう。)</u>を添えて申請することができる。</p> <p>5 第1項本文及び第4項の規定にかかわらず、被登録者は、自ら個人番号カード、<u>特定在留カード又は特定特別永住者証明書(これらのう</u></p>

____電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が_____

_____記録されているものに限る。以下次条において同じ。）を使用して、証明書窓口受付端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の交付申請を受付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

（多機能端末機による印鑑登録証明）

第13条 前条第1項本文、第4項及び第5項の規定にかかわらず、被登録者は、自ら個人番号カード_____

____又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号口に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

ち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項（公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録されているものに限る。以下次条において同じ。）を使用して、証明書窓口受付端末機

（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の交付申請を受付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

（多機能端末機による印鑑登録証明）

第13条 前条第1項本文、第4項及び第5項の規定にかかわらず、被登録者は、自ら個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条

の2第4項第3号口に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保</p>

険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）

の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給

険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給

与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び

与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く）1人について別表第8に掲げる金額

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第8に掲げる金額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第8に掲げる金額

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び

特定同一世帯所属者 1 人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

特定同一世帯所属者 1 人につき31万円_____を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く） 1人について別表第8に掲げる金額

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について別表第8に掲げる金額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第8に掲げる金額

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く） 1人について別表第8に掲げる金額

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について別表第8に掲げる金額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第1及び別表第2 _____ に掲げる金額に10分の5を乗じて得た額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額）を減額して得た額とする。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 _____（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額 _____）は、当該所得割額及び被保険者均等割額 _____ から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) [略]

額の世帯別平等割額 1世帯について別表第8に掲げる金額

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第1並びに別表第2及び別表第4に掲げる金額に10分の5を乗じて得た額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額）を減額して得た額とする。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) [略]

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」と

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

基礎課税額分の税率等

項目		税率等
第3条	所得割額 税率	7.56%
[略]		

備考 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいい、「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下別表第2、別表第4及び別表第5 _____ において同じ。

別表第5（第23条関係）

基礎課税額分の軽減額

項目	軽減額
[略]	

いう。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

基礎課税額分の税率等

項目		税率等
第3条	所得割額 税率	7.55%
[略]		

備考 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいい、「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下別表第2、別表第4、別表第5及び別表第8において同じ。

別表第5（第23条関係）

基礎課税額分の軽減額

項目	軽減額
[略]	

5割 軽減	第21条第 1項第2 号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		9,900円
	第21条第 1項第2 号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	10,150円
			特定世帯	5,075円
		特定継続世帯	7,612円	
2割 軽減	第21条第 1項第3 号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,960円
	第21条第 1項第3 号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,060円
			特定世帯	2,030円
		特定継続世帯	3,045円	

5割 軽減	第21条第 1項第2 号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×310,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		9,900円
	第21条第 1項第2 号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×310,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	10,150円
			特定世帯	5,075円
		特定継続世帯	7,612円	
2割 軽減	第21条第 1項第3 号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×570,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,960円
	第21条第 1項第3 号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×570,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,060円
			特定世帯	2,030円
		特定継続世帯	3,045円	

別表第6（第23条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
[略]				
5割 軽減	第21条第 1項第2 号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,550円
	第21条第 1項第2 号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×310,000円以	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円

別表第6（第23条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
[略]				
5割 軽減	第21条第 1項第2 号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×310,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,550円
	第21条第 1項第2 号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×310,000円以	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円

		下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,420円
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
			特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第7（第23条関係）

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第1項第2号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,900円
2割軽減	第21条第1項第3号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,540円
	第21条第1項第3号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,160円

		下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×570,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,420円
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×570,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
			特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第7（第23条関係）

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×310,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第1項第2号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×310,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,900円
2割軽減	第21条第1項第3号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×570,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,540円
	第21条第1項第3号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×570,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,160円

別表第8 (第23条関係)

子ども・子育て支援納付金課税額分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第23条第 1項第1 号キ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯 1人当たりの均等割の軽減額	735円	
	第23条第 1項第1 号ク	世帯の所得額が430,000円以下の世帯 1人当たりの18歳以上被保険者均等 割の軽減額	35円	
	第23条第 1項第1 号ケ	世帯の所得額が 430,000円以下の世 帯1世帯当たりの平 等額の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	490円
			特定世帯	245円
		特定継続世帯	367円	
5割 軽減	第23条第 1項第2 号キ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者 数×310,000円以下の世帯1人当たり の均等割の軽減額	525円	
	第23条第 1項第2 号ク	世帯の所得額が430,000円＋被保険者 数×310,000円以下の世帯1人当たり の18歳以上被保険者均等割額	25円	
	第23条第 1項第2 号ケ	世帯の所得額が 430,000円＋被保険 者数×310,000円以 下の世帯1世帯当た りの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	350円
			特定世帯	175円
		特定継続世帯	262円	

2割 軽減	第23条第 1項第3 号キ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者 数×570,000円以下の世帯1人当たり の均等割の軽減額	210円	
	第23条第 1項第3 号ク	世帯の所得額が430,000円＋被保険者 数×570,000円以下の世帯1人当たり の18歳以上被保険者均等割の軽減額	10円	
	第21条第 1項第3 号ケ	世帯の所得額が 430,000円＋被保険 者数×570,000円以 下の世帯1世帯当 たりの平等割の軽減 額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	140円
			特定世帯	70円
		特定継続世帯	105円	
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第39号

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合</p> <hr/> <p>_____にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提</p>

供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項

_____に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該家庭的保育事業者等_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き

供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者

(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き

当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員_____

(7)～(11) [略]

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____及び小規模保育事業C型_____とする。

(職員)

第29条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) [略]

3 [略]

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項_____の規定に

当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) [略]

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。

(職員)

第29条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) [略]

3 [略]

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号_____の規定に

かかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(_____ 特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第7条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・

かかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」 _____ とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第7条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・

子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等_____が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一関市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>小規模保育事業</u>_____ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業_____をいう。</p> <p>(7)～(11) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。</p> <p><u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p><u>(11)の2 教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</p> <p><u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</p>

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者が扶養する子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもに該当する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者が扶養する子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に

当たつての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法
_____を含む。）

(8)～(11) [略]

(定員_____の遵守)

第22条 [略]

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、_____幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学

当たつての留意事項（第6条第2項_____に規定する選考方法
及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) [略]

(利用定員の遵守)

第22条 [略]

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子ども _____に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども _____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども _____の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学

項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは、「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C

項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは、「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第27条に規定する小規模保育事業C

型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、
居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者

は、
特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域
型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ご
とに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事
業所内保育事業を行う事業所にあつては、一関市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その
雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事
業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就
学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつ
ては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小
学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第
1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組
合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護
する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子ども
ごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用
定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上
の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、
居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳
以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。)を除く。)は、
次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業
を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、

満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上
の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保
育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定
員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3
歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第
3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)
は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者

は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章_____において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら

2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)

は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)

は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら

適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な

適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な

提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者 _____
_____により特定地域型保育 _____
_____の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の _____
_____小学校就学前子どもに限る。以下この号 _____
_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 [略]

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。） _____
_____であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

6 [略]

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設

提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項、第5項、第9項及び第10項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第4項、第5項及び第10項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 [略]

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。） 又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

6 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

7 [略]

8 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設

の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 [略]

9 [略]

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者 _____ から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 [略]

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項 _____ に規定する選考方法を含む。）

(8)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定

の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 [略]

10 [略]

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 [略]

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子ども _____ に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定

19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」 _____

_____と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者 _____

_____が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項 _____において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（ _____第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで

19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども

_____に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども

_____及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども）を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項。第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで

(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」において同じ。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども
に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者

が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教

保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども

に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教

育・保育給付認定保護者_____」
 _____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特
 定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前
 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認
 定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、
 同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30
 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の
 額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事
 の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子
 どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第
 2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第
 4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育
 給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特
 定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども
 _____（特定満3歳以上保育認
 定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、
 同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30
 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の
 額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事
 の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子
 どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保
 育認定子どもを除く。）に係る第13条第
 4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

議案第39号 参考資料

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正概要

要 旨	【一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例】 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「厚生労働省令」という。）と同様の改正を行うもの
	【一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「内閣府令」という。）と同様の改正を行うもの
一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）	
条項（改正前）	改正理由・内容
第2条（最低基準の目的）	児童福祉法の改正により、満3歳以上の児童の保育を目的とし利用定員6人以上19人以下の施設において保育を行う事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）の規定を追加するもの
第6条（保育所等との連携） ※従うべき基準	満3歳以上限定小規模保育事業に係る保育所等との連携に関する基準を追加するもの
第18条（家庭的保育事業所等内部の規程）	家庭的保育事業者等が定めるべき内部規程のうち利用定員に関する規程について、満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては満3歳以上の幼児の利用定員を定める旨の規定を追加するもの
第27条（小規模保育事業の区分） ※従うべき基準	小規模保育事業の区分に満3歳以上限定小規模保育事業を追加するもの
第29条（職員） ※従うべき基準	満3歳以上限定小規模保育事業の職員配置の基準を追加するもの
第35条（利用定員） ※従うべき基準	児童福祉法第6条の3第10項に第3号が追加されたことから引用条項を改めるもの
第48条（準用）	小規模型事業所内保育事業に係る準用の規定を改めるもの
附則第3条（連携施設に関する経過措置）※従うべき基準	連携施設に関する経過措置の対象から除外すべき規定に、満3歳以上限定小規模保育事業を追加するもの
附則第7条（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）	小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例の対象から満3歳以上限定小規模保育事業を除く規定を追加するもの

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）	
条項（改正前）	改正理由・内容
第2条（定義）	この条例における「満3歳未満等小規模保育事業」「満3歳以上限定小規模保育事業」「教育認定子ども」「満3歳以上保育認定子ども」「保育認定子ども」の定義を整理し追加するもの
第6条（正当な理由のない提供拒否の禁止等） ※従うべき基準	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第7条（あっせん、調整及び要請に対する協力） ※従うべき基準	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第9条（教育・保育給付認定の申請に係る援助）	文言を整理するもの
第12条（教育・保育の提供の記録）	文言を整理するもの
第13条（利用者負担額等の受領） ※従うべき基準	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第20条（運営規程）	引用条項等を改めるもの
第22条（定員の遵守）	文言を整理するもの
第25条（虐待等の禁止） ※従うべき基準	文言を整理するもの
第35条（特別利用保育の基準） ※従うべき基準	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第36条（特別利用教育の基準） ※従うべき基準	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第37条（利用定員）	引用条項及び文言を改めるほか、第3項として満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員の規定を追加するもの
第39条（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	文言の整理及び第3項に満3歳以上限定小規模保育事業の入所選考の規定を追加するとともに文言を整理するもの

※従うべき基準	
第40条（あっせん、調整及び要請に対する協力） ※従うべき基準	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第41条（心身の状況等の把握）	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第42条（特定教育・保育施設等との連携） ※従うべき基準	第2条の改正に伴い用語を改めるほか、満3歳以上限定小規模保育事業の特定教育・保育施設等との連携に関する規定を追加するもの
第43条（利用者負担額等の受領） ※従うべき基準	特定地域型保育事業者が利用者負担額等の支払いを受けるのは教育・保育給付認定保護者のうち満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限るという規定を追加するもの
第46条（運営規程）	文言を整理するもの
第47条（勤務体制の確保等）	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第48条（定員の遵守）	文言を整理するもの
第49条（記録の整備）	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第50条（準用）	文言を整理するもの
第51条（特別利用地域型保育の基準） ※従うべき基準	第2条の改正に伴い用語を改めるもの
第51条の2 ※従うべき基準	特定地域型保育事業のうち満3歳以上限定小規模保育事業についての基準に関する条文が新設されたことから、条例においても同様に条文を新設するもの
第52条（特定利用地域型保育の基準） ※従うべき基準	第2条の改正に伴い用語を改めるもの

附則 本条例は公布の日から施行するもの

議案第40号

一関市貸し工場条例の一部を改正する条例の制定について

一関市貸し工場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市貸し工場条例の一部を改正する条例

一関市貸し工場条例（平成17年一関市条例第156号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
(名称及び位置) 第2条 [略]		(名称及び位置) 第2条 [略]		
名称	位置	名称	位置	
<u>一関市真柴貸し工場</u>	<u>一関市真柴字吉ヶ沢2番地30</u>	一関市狐禅寺貸し工場	一関市狐禅寺字手負沢11番地3	
一関市狐禅寺貸し工場	一関市狐禅寺字手負沢11番地3			
(使用料) 第7条 [略]		(使用料) 第7条 [略]		
区分	使用料の額	区分	使用料の額	
<u>一関市真柴貸し工場</u>	月額 82,000円	一関市狐禅寺貸し工場	月額 194,000円	
一関市狐禅寺貸し工場	A棟	A棟	月額 194,000円	
	B棟		B棟	月額 194,000円
	C棟		C棟	月額 173,000円
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。